

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日
たるときの翌日)

目 次

- ◇告 示 土地改良事業の工事の完了（農村整備課）
- ◇選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

告 示

鳥取県告示第七百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第二項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年十二月七日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体 土地改良事業の名称

工事完了年月日

東伯町 単県土地改良事業大成地区区画整理

平成四年八月三十一日

土地改良総合整備事業笠見地区区画整理及び暗きよ排水

平成六年三月三十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十二条第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十一年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

九、七一五

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一六一、九〇七

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三七、八二三

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三六、一三一

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一三、一八一

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

九、九四八

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、九三八

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、七九〇
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇七四
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一八、一五四
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、九四八
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、九二三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】